## 事前にいただいた質問への回答

質問	回答
理事の定員が6名であれば、評議員は7名でよい、となるのか?	そのとおり。
1)施行までのスケジュール(評議員会・役員会開催時期、定款変更申請時期、認可時期等)。 2)議案提出の変更後定款は事前審査をして頂けるのか。議案承認後に県に認可申請するため、県の指導で変更が必要な場合は理事長に一任するという議決でよろしいか。	1)寄附行為標準例の改正後に申請を受付し、認可する流れを考えている。 現時点で明確な時期は明示できないが、国が私立学校法施行規則等を改正 (時期未定)した後に申請可能とする予定。 2)各法人の寄附行為全文を事前審査することは実質的に不可能であるため、県 の標準例をもとに改正案を検討願う。申請後に理事長に修正を一任いただく形
理事選任について詳しく教えていただきたいです。	で変更認可申請することが望ましい。 実務上は事務局が理事選任案を作成し、その案に対し、評議員会で議論して決定 することとなる。
理事選任機関は、評議員会だけで良いのか?	寄附行為の定め方によるが、特に支障がないのであれば、評議員会のみで良い。 評議員会以外の選任機関を設置したい場合は、寄附行為標準例新旧対照表の3 ページ又は4ページを参照願いたい。
理事・評議員の選考基準の変わった点について	理事:評議員との兼務解消、理事が選任機関により選任される。 評議員:職員評議員が総数の 1/3 以内で、卒業生枠に職員が入らないことなどが 変更点。
今までは評議員会後に理事会、法改正になってからは理事会後に議事録を評議 員会に提出すると認識しているが、評議員会で問題が起きればまた理事会を開く ことになりますか?	法改正後も、評議員会にあらかじめ諮問するものは評議員会を先に開催する点は変更ない。改正法第 105 条の規定により、決算の定時評議員会のみ、理事会で先に決算の決定をした後に、評議員会を開催して報告することとなる。 評議員会と理事会で結論が異なることとなった場合には、寄附行為標準例に記載の案にあるとおり、どのように決めるか整理しておく必要がある。

	・定数については記載のとおり。 ・理事長等の職務報告は、4か月を超える間隔で2回以上と法律で定められてい
	るが、文部科学省に確認したところ、以下のとおり。
<ul><li>◎評議員の定数は理事の定数を超えていれば最低人数で良いのか? (例えば、理事6名定数の場合:評議員7名)</li><li>◎39条 理事長等が自己の職務内容を理事会に報告するとあるが、これまでの5月と3月の理事会の報告で良いのか?それともその間にもう一度理事会を開催する必要があるのか?</li></ul>	毎年度、5月と②3月の理事会で、合計2回の報告を実施するという運用も可能であるとのこと。 ただし、ある年の6月頃に新たに選任された理事が、その選任された年度において、3月の理事会での報告しか行わない場合には、当該会計年度において2回以上の報告を実施していないことになるので、11月までのどこかのタイミングで報告を行う必要がある。 ・なお、報告いただく内容は、現体制において理事会の開会時に理事長が挨拶等を行っていると思うが、その挨拶内で実際の職務報告を行っているのであれば、
	法改正後は挨拶と区分し、職務報告を次第に掲載し、議事録に記載すること。
	・理事及び監事の構成人数に変更はない。評議員が理事との兼務が解消されるこ
・理事・評議員・監事の構成人数が変わるのか?	とにより、理事の数+1名以上となる。
・役員任期期間は?	・役員の任期について、特に支障なければ現行の年数で問題ないが、変えること
・役員任期期間の補充は?	も可能。その際、理事は4年以内、監事・評議員は6年以内で「理事の任期≦監
	事・評議員の任期」であることが必要
理事の子が卒園児で、卒園児枠で評議員になってもよいのか?	説明資料8ページの記載により問題はないが、他の評議員に親族がいる場合は
	基準違反となること留意
現在、親族が理事長と理事評議員兼務者は兄弟です。新制度では理事長と理事が兄弟、理事長と評議員は親子の関係は認められるのでしょうか。	理事長(A)と理事(B)の関係は私立学校法第31条第6項に抵触しない。A と子の
	評議員(C)も関係も同項の規定に抵触しない。文部科学省から理事6人、評議員
	7人の体制であれば、認められる旨の回答を受けた。

校長(学長)の任期が令和7年3月31日であり、令和7年4月1日から学長となる者を理事に選任するために、理事選任機関(評議員会)による選考を行う予定であるが、評議員は令和7年5月の定例評議員会までの任期となっている場合、改正前の構成員による評議員会を理事選任機関とするのは有効か?

文部科学省説明資料 P90 に記載の Q5参照願う。

Q5:校長が1名である学校法人において、当該校長の任期が令和7年3月31日までである場合、令和7年4月1日から校長となる者を理事に選任するため、令和6年度中の理事会において、事前に理事に選任しておくことは可能か。可能でない場合、どのような方法が考えられるか。【令和5年8月1日追加】

A5:新制度下である令和7年4月1日から理事に就任する者について、旧制度下において選任行為を行うことは適切ではなく、出来る限り避けるべきであると考えています。考えられる対応方法としては例えば以下の2つの方法が考えられます。

- ①令和6年度中に理事会を開催し、令和7年4月1日に評議員会を開催することを 決定する。その後、令和7年4月1日に評議員会を開催し、当該校長の理事選 任についての意見聴取を行い、同日に理事選任機関において当該校長を理事 として選任する。
- ②令和7年3月31日付で現校長に校長及び理事を辞任していただき、令和7年3月31日付で新校長及び理事を選任する(ただし、この場合、理事としての任期は最長でも令和9年度に開催される定時評議員会の終結の時までとなる)。

理事選仟機関運営規程及び評議員選仟・解仟規程の標準例について

文部科学省において「各種規程については、作成するかどうかも含めて学校法人の判断に委ねられており、学校法人ごとに多様な内容になると考えています。したがって、現時点では規程の作成例を示すことは予定していませんが、早い段階で作成された規程を例として周知することができないか検討したい」とのことで、現時点で示せる標準例はないが、理事選任機関運営規程は寄附行為における評議員会関係の規定を活用することで概ね作成することは可能と思われる。

特別利害関係の内容について、Q&A 令和5年6月6日追加(私立学校法の改正 について【令和5年8月1日更新】91頁)に記載にある、②と③について確認した い。 当該 Q&A の「当該者」とは、①は自然人を指しているもので、②及び③も同様に 本学院解散時の残余財産等に帰属するであろう公益社団法人(支持母体となる宗 自然人を指しているものになります。 教法人や社会福祉法人)の構成員が法改正で定めるところの特別利害関係に抵 従って、特定の法人に属していることをもってのみ、特別利害関係にあるとはなら 触するか否か。 ないものと推察されますが、選任に当たっては個別に御相談願います。 ③の確認の理由・・・宗教法人に所属する構成員は、その法人の財産によって施 設を作りそこで生計を維持しているということにはならないか、その解釈を知りたい ため。 偶数、奇数の善し悪しは特にありません。 理事の定員、および評議員の定員は、やはり奇数人数に設定した方がよいでしょ なお、出欠に関し過半数が懸念である場合には、書面による議決権の行使を行う うか。 こと等により定足数を満たしていただければ良いと思われます。 規模に応じた区分、大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点につ いて 【要件①】知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準につ 次ページに文部科学省の説明資料を添付する。具体的には個別に相談対応す いては、以下(1)かつ(2)を満たすこととする予定 る。 (1)事業活動収入 10 億円又は負債 20 億円以上 (2)3 以上の都道府県において学校教育活動を行っていること この点についてお伺いしたいです。

## 規模に応じた区分について

	要件①	区分
大臣所轄学校法人		十四部轉帶於注入等
知事所轄学校法人	該当	大臣所轄学校法人等
	非該当	その他の学校法人

- 【要件①】知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下(1)かつ(2) を満たすこととする予定
  - (1) 収入(※1) 10億円又は負債20億円以上
  - (2) 3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること(※2)
    - ※1 事業活動及び収益事業による経常的な収入の額(計算方法は施行規則で定める予定)
    - ※2 例えば、3以上の都道府県に学校を設置している、広域通信制高等学校を設置している 等

	要件②	常勤監事の設置
大臣所轄学校法人等	該当	<u>義務</u>
	非該当	任意

【要件②】常勤監事の設置を義務とする基準については、収入(※1)100億円又は負債200億円以上とする予定

## 大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
会計監査人	設置義務	任意
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への 職務報告	年4回以上	年2回以上
評議員による評議 員会の招集請求、 議案提出等	1/10以上の評議員により可能	1/3以上の評議員により可能
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
事業に関する中期 的な計画	策定義務	任意
計算書類等(※1) 、財産目録等(※2) の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
解散・合併・重要 な寄附行為変更	理事会の決議に加えて 評議員会の決議が必要	理事会の決議が必要
情報の公表	公表義務	努力義務
評議員構成に関す る経過措置	令和8年度の最初の 定時評議員会の終結の時まで	令和9年度の最初の 定時評議員会の終結の時まで

※1 計算書類(セグメント別の情報表示の詳細については今後検討)、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告 ※赤字は現行からの変更点

※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準